二	造のための設計に基づき修理又は改造をする航空機	三　飛行規程（変更に係る部分に限る。） 四　整備手順書（変更に係る部分に限る。） 五　航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類 六　前三号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	現状についての検査実施前	
三	一及び二に掲げる航空機以外の航空機	次条第二項に規定する航空機以外のもの	一　設計計画書	設計の初期
			二　設計書 三　図面目録 四　設計図面 五　部品表 六　修理又は改造の計画（航空機の修理又は改造のための設計に係る部分を除く。）	作業着手前
			七　飛行規程（変更に係る部分に限る。） 八　整備手順書（変更に係る部分に限る。） 九　航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類 十　前三号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	現状についての検査実施前
		次条第二項に規定する航空機	一　第二十二条の規定により交付がされた型式証明書の写し、第二十三条の三若しくは第二十三条の六の規定により交付がされた追加型式設計承認書の写し又は第四十一条第一項の規定により交付がされた設計基準適合証の写し 二　修理又は改造の計画（航空機の修理又は改造のための設計に係る部分を除く。）	作業着手前
			三　飛行規程（変更に係る部分に限る。） 四　整備手順書（変更に係る部分に限る。） 五　航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類 六　前三号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	現状についての検査実施前

第二十六条　法第十七条第一項又は第二項の検査は、修理又は改造の計画、過程及び作業完了後の現状について行う。

2　前項の規定にかかわらず、法第十三条第一項、法第十三条の二第一項若しくは第三項の承認を受けた設計に基づき修理又は改造をする航空機については、修理又は改造の計画（航空機の修理又は改造のための設計に係るものに限る。）又は過程について検査の一部を行わないことができる。

第二十六条　法第十六条第一項又は第二項の検査は、修理又は改造の計画、過程及び作業完了後の現状について行う。

2　前項の規定にかかわらず、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、第三十五条第七号の規定により、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機については、修理又は改造の計画又は過程について検査の一部を行わないことができる。